

○保健所運営協議会条例

(設置)

第一条 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第十一条の規定により、保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（平九条例一二・全改）

(名称)

第二条 協議会の名称は、これを置くそれぞれの保健所の名称を冠する。

(組織)

第三条 協議会は、委員三十人以内で組織する。

（平九条例一二・追加）

(委員)

第四条 委員は、市町村、関係行政機関、医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者又は職員、学識経験者その他相当と認める者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認められるときその他委員としての適格性を欠くに至つたと認められるときは、知事は、協議会の意見を聴いて、これを解任することができる。

（平九条例一二・旧第三条繰下・一部改正）

(会長及び副会長)

第五条 協議会に委員の互選による会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を助け、会長に事故があるときは、その職務を行う。

（平九条例一二・旧第四条繰下）

(会議)

第六条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（平九条例一二・旧第五条繰下）

(庶務)

第七条 協議会の庶務は、これを置くそれぞれの保健所において処理する。

（平九条例一二・旧第六条繰下）

(その他)

第八条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、知事が別に定める。

（平九条例一二・旧第七条繰下・一部改正）

附 則

この条例は、交付の日から施行する。

附 則（平成六年条例第三二号）

この条例は、交付の日から施行する。

附 則（平成九年条例第一二号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。